

競争ルールの検証に関するWG（第 38 回）に関する追加質問事項

3 割引の 2 万円上限があっても不当な割引競争が行われる現状において、今後、割引の上限価格 2 万円を維持しても MNO は様々な抜け道を考えることがありうる。上限 2 万円を維持することと同時に、規律順守を徹底するため（オプテージ資料 P.4）に必要な具体的な対応策があればご教示ください。

（佐藤構成員）

（MVNO 委員会回答）

MNO 各社による過度な端末の値引き販売に関して、表面上は事業法 27 条の 3 に適合する形を取っているものの、販売現場の実態としては同規律に違反する行為が少なからず存在しているものと認識しております。

この点、MNO による過度な端末の値引き販売は、端末市場の公正かつ自由な競争を阻害するのみならず、現に電気通信事業者である MVNO の事業運営に深刻な影響を及ぼしており、電気通信市場、ひいては社会全体に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、規律順守を徹底するために下記 3 点の取り組みを行うべきと考えます。

① 事業法 27 条の 3 の適正な執行の推進

- ・覆面調査の強化（対象店舗数や調査頻度等）、通報窓口の充実
- ・行政指導の徹底による違反事案の撲滅

② 事業法 27 条の 3 に基づく運用ルールの強化

- ・代理店に対し、手続き（新規・機種変更、端末単体販売等）別に端末在庫を分けることの禁止と在庫数揭示の義務化
- ・代理店の広告や店頭掲示において手続き別の端末価格をすべて列挙することの義務化
- ・端末単体購入希望者が端末をより買いやすくする販売方法の導入
 - ⇒MNO オンラインショップでの回線契約のない購入希望者への端末単体販売の義務化
 - ⇒代理店での端末単体購入希望者向けの在庫の置きサービス義務化

③ 事業法 27 条の 3 に基づく規律の強化（少なくとも本問題に起因する MNP 濫用が継続する間）

- ・代理店での契約時における通信契約とセット購入時の利益の提供上限の減額（「2 万円（税抜）」から「0 円」に）
- ・不良在庫等に対する端末代金の値引き等の利益の提供の例外の一部停止（ガイドライン 5(3)⑥関連）

なお、上記の措置を講じてもなお、過度な端末の値引き販売が解消されない場合においては、事業法第 1 条の目的を達成すべく、事業法の改正等を含めた、より踏み込んだ MNO への規律を導入すべきと考えます。

④ MNO 各社から媒介等行為受託者（代理店）への端末の販売・提供に係る一切の業務の委託禁止

- ⑤ 最新端末の安値販売問題の解消に至らないMNOにおいて、接続・卸役務の提供先事業者(MVNO)の事業運営を著しく阻害している点を踏まえ、周波数の新規割当時や競願による再割当時の開設指針に基づく審査項目に加える等

4 (1) オプテージ資料 P.13 に「MVNO は同時期に MNO と同等のサービスを提供することが困難」と示されているが、同時期・同等性について競争上の影響が大きいと考えられる最近の問題事例、5G 等最近の技術・サービスに関して懸念される事例があれば、具体的にご教示ください。

(例えば、同時期にサービス開始できなかった事例及びその開始できなかった理由(情報提供の遅れ等))

(2) 同時期・同等性を確保するにはどのようなルール整備が求められるか。

(3) 今後の5Gの協議において、同時期・同等性の確保が危惧される状況が具体的にありそうか。

(佐藤構成員)

(MVNO 委員会回答)

- (1) 同時期・同等性に関する事例について、当委員会として各社の協議状況等を詳細に把握することは困難であり様々な要因が想定されるものの、MVNO の時間的なニーズと乖離する等、MNO からの情報提供の遅れが影響したことで、5GNSA 方式のサービス提供や eSIM 対応については MNO に比べ数ヵ月以上の差が生じたものと考えております。

また、先般 MNO 各社からデュアル SIM 予備回線の提供検討について表明がなされておりますが、現状 MVNO への提供については不透明な状況であり、この点、同時期・同等性を確保することは、競争面だけでなく国民全体の利便性確保の面から極めて重要であると考えております。

- (2) 同時期・同等性を確保するためのルール整備として、例えば、現在検討が進められている卸協議の適正性の確保に関し、特定卸電気通信役務に該当しない場合においても、新たに提供される役務についてはイコールフットINGの観点から、MNO のサービス提供と同時期に MVNO も利用者にサービスが提供できるよう、MVNO の対応期間を勘案し、協議の端緒となりうる情報を遅滞なく MVNO に提供すべきことをガイドラインなどに盛り込むことが望ましいと考えます。

- (3) 先般、当委員会所属の MVNO に5GSA 導入に関するアンケートを実施したところ、複数社から「MNO との協議において課題や問題がある」との声が挙がっており、その中でも「MVNO 側への情報提供が少ない」、「協議が停滞している」等の意見が散見される状況です。この点、今後の協議状況によっては、MVNO 各社の5GSA 導入に向けた検討や設備構築等に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、サービス開始時期が遅延する可能性があると危惧しております。

以上